

●香川県選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票を行うことができる施設として、障害者支援施設土器川タウンを指定したので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

平成20年2月29日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1～3 略			1～3 略		
4 身体障害者支援施設			4 身体障害者支援施設		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略	略	略	略	略	略
身体障害者療護施設 サン未来	略	略	身体障害者療護施設 サン未来	略	略
<u>障害者支援施設土器 川タウン</u>	<u>丸亀市川西町南207 -3</u>	<u>平成20年2月 25日</u>	社会福祉法人瀬戸福 社会瀬戸療護園	略	略
社会福祉法人瀬戸福 社会瀬戸療護園	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
5 略			5 略		